

条例改正の説明資料

条例の主たる改正箇所（使用料の改定）

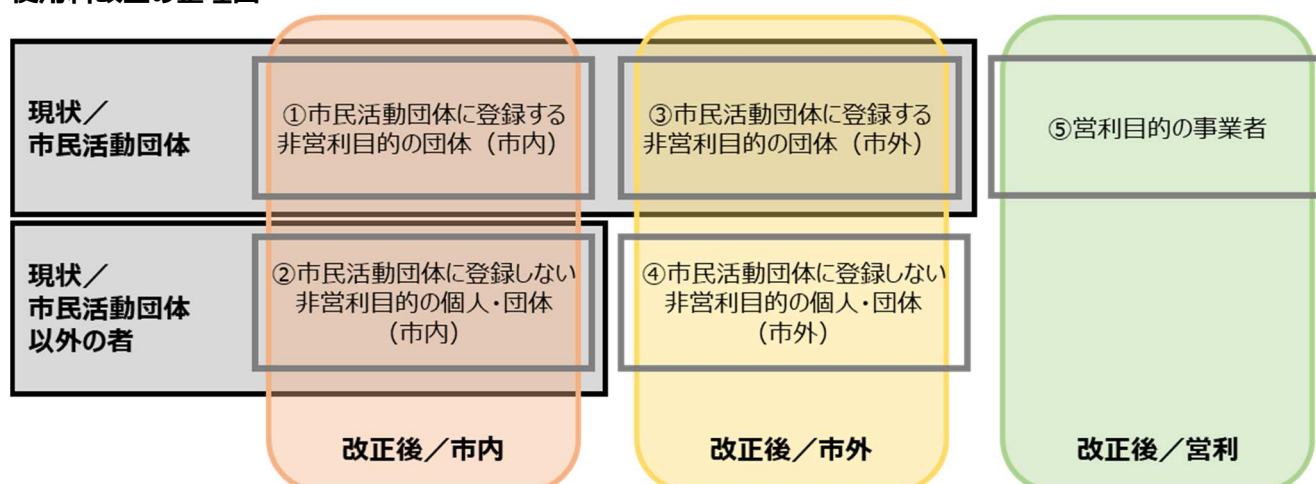
	午前(9:00～12:00)	午後(13:00～17:00)	夜間(18:00～21:00)
多目的室／市内	2,100 円	2,800 円	2,100 円
市外	4,200 円	5,600 円	4,200 円
会議室／市内	900 円	1,200 円	900 円
市外	1,800 円	2,400 円	1,800 円

営利利用は、上記金額の 2 倍

備品使用料は、

- ・液晶プロジェクター 1,010 円
 - ・マイク 500 円
 - ・再生機器 1,010 円
 - ・ピアノ 3,050 円 ⇒ 500 円
 - ・演台／司会者台／持込み器具電源使用料 各 100 円 ⇒ 各 100 円
- } ⇒ 映像・音響機器 1,000 円

使用料改正の整理図



その他改正箇所

・休館日の改正（すでに協議済）

第 1・3 月曜日 ⇒ 毎週月曜日

年末年始の休館を、12 月 30 日～1 月 3 日 ⇒ 12 月 29 日～1 月 3 日

・開館時間（保留）